

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制 <ul style="list-style-type: none"> 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対応策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

有限会社 とみ (民宿レストランとみ)

代表取締役 田中 健治

〒699-3502 島根県益田市木部町イ833-1

TEL:0856-27-2225

URL: <http://map-city.com/tomi/index.html>

- ① わが社のモットーとPR
- ② 社長の趣味・家族・ペット・好きな食べ物
- ③ 税についてお聞かせください



代表取締役 田中 健治 氏

“自然に囲まれた癒しの空間”

沿革：平成元年 創業
 平成8年 有限会社とみ 設立
 平成22年 民宿レストランとみ
 (木部町へ移転)
 従業員数：8名(役員2名・社員1名・パート5名)
 事業内容：レストラン・各種宴会・宿泊

①わが社のモットーとPR
 平成元年のレストラン創業以来、野菜は主に地元産、近海の魚介類、牛肉は石見牛、お醤油などの調味料も地元のものを使用しています。魚を箱買いするなど工夫をして、リーズナブルで美味しい食事を提供しています。
 2階のレストランでお食事をしながら、山口の須佐の高山、日本海の景色を眺められ、天気の良い日の夕日は格別に綺麗です。
 バルコニーでもお食事できるようにテーブルを手作りしました。是非お越しく下さい。

②社長の趣味・家族・ペット・好きな食べ物
 <趣味>
 これから楽しみにしていることは、キャンピングカーで日本一周することです。温泉、お寺・神社・お城巡りをしたいです。
 <好きな食べ物>
 刺身、日本酒

③税についてお聞かせください
 益田市に観光客が多く訪れるように税を活用してほしいです。益田の歴史的遺産・景観地のPRや、地元にある鎌手の水仙公園はもっと整備が必要だと思います。萩石見空港を使って東京からも足を運んでいただける益田市になれば嬉しいです。



(とみ外観)



(レストランからの景色)



(レストランからの夕日)



(Instagram)



(2階レストラン(ベランダ))



(海鮮丼)



(刺身定食)

匹見神楽社中

代表 長谷川 太一

(連絡先)

〒698-1212 益田市匹見町紙祖イ72-5
携帯 090-2008-7923



代表 長谷川 太一 氏

“「あ〜、今日もえ〜舞を見た。明日から頑張ろう」”

沿革：明治中期 匹見日女ヶ森八幡宮の宮司から習い覚えたのが発端
昭和6年 鎌手村宇治の佐々木栄左衛門氏を師に招き八調子神楽を導入
昭和57年 益田市無形民俗文化財指定。「神楽、神迎え、柴舞、十羅」
構成員：21名

<活動内容と主な実績>

- ◎匹見日女ヶ森八幡宮など各地での奉納神楽、各種イベント、神楽大会での公演
- ◎みらいまつりの開催
- ◎大学地域実習、海外旅行者の受け入れ
- ◎SNSによる情報発信

<組織の現状と問題点>

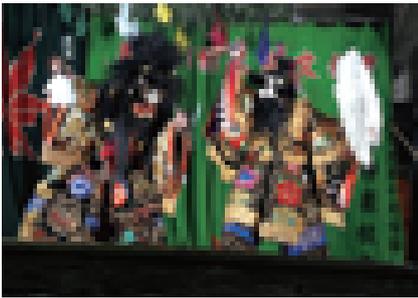
後継者不足、実動人数の減少、保持演目維持の困難さ、経済的基盤の弱さ、SNSやメディアを通じた発信が増える一方で、伝統の本質や文化的要素を見失う懸念があるなどが主な問題点。

<組織拡大に向けての方策>

後継者育成、演目継承と記録、経済基盤の強化、地域・企業連携を軸に「匹見神楽」の維持・継承し、石見神楽、地域の魅力を次世代に伝えていく。

<今後の活動計画など>

奉納神楽、各イベントで公演予定。SNSで情報発信していく。令和13年には八調子神楽導入100周年（創設129年）を迎えるため、保存にも力を入れていく。「あ〜、今日もえ〜舞を見た。明日から頑張ろう」と言ってもらえるような舞ができるように神楽の継承・維持・発展に努めていく。ともに舞、ともに未来を創るパートナー企業を募集しています。



(鐘 旭)



(塵 輪)



(大 蛇)



(神 迎 え (みらいまつり))



(外 国 人 観 光 客 受 入 れ)



(Instagram)



(YouTube)



部下指導－「傾聴と共感」をお勧めします

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆アドバイスには「毒」があることに注意

食品製造会社の営業マネジャーとして後進の育成に当たっている40代後半のAさんから「いやー参りました。良かれと思って注意しているんですが、うまくいきません」という相談を受けました。「このままでは入社3年目の若手との溝が広がっていくようで不安です」とも語りました。実際、Aさんはどうしていたのか。

顧客である卸売り先を増やすために、ターゲットとする会社のリストを渡して訪問営業を指示しました。しかし、3か月たっても契約は3件。会社で作成した説明書を渡すだけで、訪問先の担当者との会話はほとんどないことが分かったのです。「ダメじゃないか。そんなやり方なら素人でもできる。ちゃんと言葉で話さないと信頼してくれない。やり直した」といくつかアドバイスしました。若手社員はAさんの話をうつむきながら聞くだけで、翌日は出勤しませんでした。

Aさんには、若手育成のためのコミュニケーションに問題があることを指摘しました。アドバイスには「今のやり方ではダメ」というメッセージが背後にあり、相手を責める「毒」のような働きをしてしまう恐れがあることを伝えました。Aさんには、自分が入社した時代の上司からの叱咤（しった）激励が念頭にあったことが分かり、社会風土が変わった現代にはあまり通用しないことも指摘しました。

◆SNS時代、共感と傾聴が望まれています

Aさんは良かれと思ってアドバイスをしたのですが、部下との人間関係が築けない状態になりました。いま上司に求められるのは、「傾聴と共感」の姿勢です。なぜ成績を上げられなかったのか。自分の意見は控え、まず社員の話を聞き、うんうん、そうか、なるほど、と対応することが求められている時代です。私はあなたの話を聞いていますよ、というメッセージを出している対応です。うなずきやあいづちを入れて構いません。むしろぜひ心がけてください。「上司は私の話を聞いてくれた。よかった」と部下も受けとめるでしょう。お互いが分かり合える関係になった段階で、アドバイスが効果的になります。

傾聴と受容と共感、カウンセリングの基本です。アメリカの心理学者カール・ロジャーズが提唱したロジャーズの3原則があります。それは①共感的傾聴、②無条件の肯定的関心、③自己一致です。①は相手の気持ちをくみとって聞くことに集中する姿勢です。②は相手の話を善悪の評価、否定もしないで聞き、なぜそう考えるようになったのか、その背景に肯定的関心を持って対応することです。③自己一致とは、話が分かりにくい時は分かりにくいと伝え、真意を確認することをいいます。分からないことをそのままにしておくと、心の触れ合いは生まれません。相手に対しても自分に対しても真摯（しんし）な態度で聞いてください。職場の上司はカウンセラーではありませんが、この精神を理解し、部下指導に当たることを心がけていただきたいと思います。職場では①だけでも十分でしょう。

SNS時代を背景に、今回は人間関係の処方箋として、カウンセリングマインドと呼ばれるコミュニケーション技法を説明しました。職場の同僚と話し合っ

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

T K C 全国会 会員
「経営革新等支援機関」認定事務所



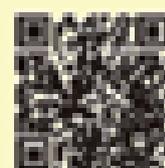
税理士法人竹内会計

益田市あけぼの西町2-9
TEL (0856) 23-5234
FAX (0856) 23-5007

国税の納付について

キャッシュレス納付を
ご利用ください。

- 自宅やオフィスから納付可能！
- PC やスマホで簡単手続き！
- 手続きの詳細はQRコードを読み取り！



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

(QRコードは画面上ソフトウェアの登録商標です)

なお、税務署窓口での納付は

9:00 から

16:00 までの

お手続きをお願いします。



毎月10日は

税務署・金融機関において
国税を納付される方へ

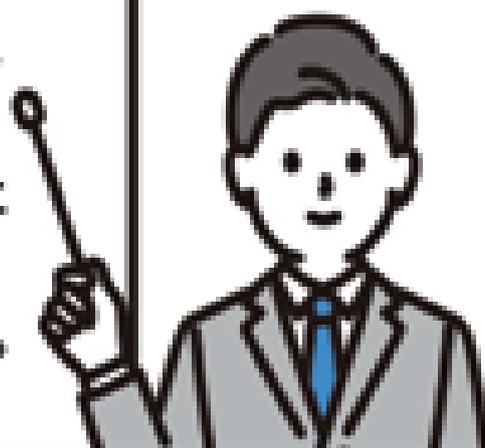


キ ャ ッ シ ュ レ ス

推 進 強 化 デ ー

※ 10日が休日の
場合は翌開庁日

窓口で納付される際に、
あなたに合ったキャッシュレス
納付をご案内します！
e-Taxの操作体験をしていた
だき、まずはダイレクト納付の
届出書の提出をご案内します。



キャッシュレスなら

待ち時間
不要！

外出
不要！

納付書
不要！

紙保存
不要！

広島国税局・益田税務署

まずはダイレクト納付の届出書を提出してませんか？

※チャットレス開催中！



【ダイレクト納付のメリット】

- ▶ 法定納期に自動でも滞り/任意の引落も可能
- ▶ 自宅や事務所等で届出できて待ち時間も不要
- ▶ 納付書不届や書き間違いの心配も無用
- ▶ 納付に係る決済手数料も不要
- ▶ 倉庫庫間や税務署窓口が閉まっている時間帯でも納付可

ご好評につき出張サポート実施中！

※お電話でご予約の方は、出張費に納書料の軽減率又は倉庫庫間にご依頼ください

※10

01 ダイレクト納付の届出書を提出

住所等も変更する場合は届出は届出センターへご連絡ください。住所変更の際は届出センターへお問い合わせください。

02 ログインして入力送信

e-Taxホームページからログイン、今まで納付書に記入していた納付書入力画面が自動入力されます。

03 登録口座から自動引落とし

法定納期に自動でも滞り/任意の引落も可能です。自動でクレジット引落しや口座振替の引落も可能です。届出するときは納付書に記入してください。



広島国税局・税務署



1

02-1 e-Taxソフト(WEB版)へログイン

e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.mta.go.jp/>)

02-2 所得税の徴収計算書(源泉所得税)を入力

【メモ】申告士登録している税理士に確認！

ID
PW

「ID/PWを間違えるとログインできません」

手続の流れ

「届出ソフトウェア」はこちら

次へ ▶ 戻る ◀ 保存 ▶

続きは裏面へ 2

経済産業大臣許可互第6017号

株式会社 島根互助会

〒698-0036 島根県益田市須子町27番46号
TEL 0856-22-8088(代) FAX 0856-22-5160

【冠婚】サンパス益田 TEL 0856-23-3800
〒698-0041 益田市高津町イ2355-12

【葬祭】典礼閣益田会館 TEL 0856-24-0983
〒698-0036 益田市須子町27番46号

典礼閣浜田会館 TEL 0855-22-0983
〒697-0015 浜田市竹迫町1901番地37

典礼閣浜田西会館 TEL 0855-24-7782
〒697-1321 浜田市周布町イ60番地1

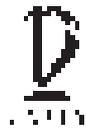


電気・防災・空調設備・設計施工
(エアコン・IHヒーター・温水器)
(エコキュート・太陽光発電)

湘南電工有限公司

〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町9番地5
TEL/FAX (0856) 24-0549

ふるさとと共に生きてゆく。



山田電機コンサルティング

代表取締役社長 村木 繁

建設コンサルタント
補償コンサルタント
地質調査
測量
1級建築士事務所

益田市大谷町55番地
Tel 0856-22-1341 Fax 0856-23-2505

—— 誠実に家づくり ——



株式会社 森本建設

本社/益田市あけぼの本町9-8

☎ (0856) 23-2888(代)

営業所/浜田市周布町イ168-1

☎ (0855) 27-1164



“水処理技術で”

ふる里の川や海をまもりま

・浄化槽の保守点検・清掃 ・污水处理施設の維持管理・清掃
・一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬 ・管内カメラ調査

株式会社

ヤマハ環境開発

益田市高津七丁目6番1号

TEL (0856) 23-0638

FAX (0856) 23-1731



信頼と技術で奉仕する

徳栄建設(株)

代表取締役社長 安田 智史



本社/〒698-0002 島根県益田市下本郷町454-1

TEL: 0856-22-8103 FAX: 0856-22-8927

東京支店/〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5-50-1 月安第一ビル8階

TEL: 03-5604-5733 FAX: 03-6806-6455

広島営業所/〒732-0029 広島県広島市東区福田4丁目3963番地1

TEL: 082-516-4303 FAX: 082-516-4302

福岡営業所/〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目33-3

TEL: 092-412-3009

ホームページ: <http://www.tokuei-kk.co.jp/>

旅行業・バス・船・ホテル・観光でもご利用いただけます

株式会社 全国観光公社

ANA

益田市常盤町5-29 (80番館近く)

TEL (0856) 22-1144

FAX (0856) 22-1141

info@zenkannet.jp

おく
葬送る、心…

葬祭会館 アイホールたて

(有)益田葬儀社

☎ 22-1224

上島町字二ツ木の山崎邸にて
ひょうま

仏壇・仏具・墓石・樹木葬・霊園

■益田本店 島根県益田市高津5丁目28-16
☎0800-888-1002



グループホーム
ひなたぼっこ

■株式会社ひょうま介護事業部 島根県益田市高津7丁目11-14
☎0856-22-4141
■居宅介護支援事業所ひなたぼっこ 島根県益田市中吉田町508番地4
☎0856-23-2670



総合建設コンサルタント

株式会社 三建技術

本 社 〒698-0042 島根県益田市中吉田町364-2
TEL(0856)23-4364 FAX(0856)23-6973

営業所 浜田 / 大田

<http://www.sanken-g.co.jp/>

「生きる」を創る。**Affrac**
アフラックのブランドプロミス アフラック(アメリカンファミリー生命保険)

法人会会員様の保険相談窓口

アフラックサービスショップ

募集代理店 **(株) メイワ**

〒698-0027 島根県益田市あけぼの東町13-5

☎0120-350-750

土地・建物調査・測量一般・宅地造成設計

有限会社 **原地研**

取締役社長 原 敏 雄

土地家屋調査士 原敏雄事務所

〒698-0026
島根県益田市あけぼの本町11番地6
TEL (0856) 22-7701
FAX (0856) 22-6991
メールアドレス h-toshio@mx.miracle.ne.jp

お気軽にご相談下さい

石州 **佐々木屋** 有限会社 **ソーイングヨシモト**
<http://www.goiden.net>

代表取締役
吉 本 孝

■事務所
〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木278-1
Tel: 0856(79)2042 Fax: 0856(79)2064

■工場
〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木278-2
E-mail: info@goiden.net

子どもに安心して食べさせられる牛肉を創る



生産情報公表牛肉
SGS/JIP/JAST-N007



ISO14001 認証
JQA-EM 3276

島根県益田市種村町イ1780番地1
TEL/0856-27-1341

Email: matunaga@iwami.or.jp
<http://matunaga-gyu.com>

日本最大のペグマタイト鉱山

馬谷城山鉱山

西日本鉱業株式会社

事務所：島根県益田市元町17番4号
TEL (0856) 23-0800
FAX (0856) 23-0814
鉱 山：島根県益田市馬谷町

経営コンサルティング

(有) OFFICE ONE TO ONE

大 石 大

公認会計士・税理士事務所

活動状況 (令和6年12月1日～令和7年3月31日)

- 12月2日 第3回広報委員会(市内)高橋副会長外8名出席
 3日 全国青年の集い島根大会第1回実行委員会(松江)藤原青年部会副副会長外1名出席
 4日 第4回組織委員会(市内)三輪副会長外8名出席
 5日 第5回社会貢献委員会(益田商工会議所)市原副会長外9名出席
 10日 第2回税制委員会(益田商工会議所)村上副会長外5名出席
 12日 第4回研修委員会(益田商工会議所)大畑副会長外7名出席
 17日 第2回総務委員会(市内)中谷副会長外10名出席
 20日 第3回厚生委員会(市内)鹿野副会長外6名出席
 23日 県下事務局会議(大田)事務局2名出席
- 1月6日 益田市新年互礼会(サンパレス益田)森本会長出席
 16日 青年部会(益田商工会議所)佐々木副会長外18名出席
 20日 会報誌168号封入れ(益田商工会議所)事務局外6名出席
 21日 女性部会(益田商工会議所)佐々木副会長外11名出席
 28日 益田商工会議所会員懇談会(サンパレス益田)事務局出席
- 2月4日 第11回租税教室(益田中学校)西村委員長外1名出席
 5日 第12回租税教室(高津中学校)西村委員長外1名出席
 第13回租税教室(高津中学校)西村委員長外1名出席
 13日 第5回組織委員会(市民学習センター)三輪副会長外7名出席
 14日 e-Tax横断幕・懸垂幕設置～3月17日迄(合庁・イズミ)
 18日 第14回租税教室(中西中学校)西村委員長外1名出席
 19日 全法連 厚生委員会(ハイアットリージェンシー東京)村木厚生委員長出席
 20日 第3回法人学校(公共職業安定所)(商工会議所)会員企業45名出席
 28日 女性部会 学びの会(商工会議所)佐々木副会長外12名出席
- 3月4日 正副会長・総務委員会合同会議(商工会議所)森本会長外11名出席
 7日 全法連 第40回事務局セミナー(ハイアットリージェンシー東京)事務局2名出席
 10日 自由広場インタビュー(有限会社とみ 木部町)高橋副会長外8名出席
 12日 自由広場インタビュー(匹見神楽社中)(社中練習場訪問(匹見町))柴田委員長外3名出席
 17日 e-Tax横断幕・懸垂幕設置終了(2月17日～)(合庁・イズミ)
 全国青年の集い島根大会 第2回実行委員会(松江)藤原青年部会副副会長外1名出席
 18日 第44回理事会(商工会議所)森本会長外48名出席
 26日 県法連 第31回理事会・第2回総務委員会(浜田ワシントンホテル)森本会長外2名出席
 県法連 役員研修会(浜田ワシントンホテル)森本会長外5名出席
 29日 女性部会 第3回植栽(島根県西部県民センター)高橋女性部会員外1名出席



お陰様で10周年

パソコンの故障・・・1日も早く直したい方に最適
充実したサービス内容でパソコントラブルを解決します

PCガードマン

職場・家庭でご利用の ※安心の料金システム

パソコン・周辺機器のトラブル

解決します。お電話ください。

電話番号

一般電話 0856-31-0370

パソコンが起動しない・データ復旧など、早く直したい方
お電話で症状を教えてください。最適な解決方法をご案内致します。

パソコン/周辺機器/インターネット



デジタルサポートセンター

設定 修理 販売

データデスク社

〒698-0041 島根県益田市高津8-1-24

公益社団法人 益田法人会会報 第169号

令和7年5月20日発行

発行所 公益社団法人 益田法人会
 島根県益田市元町12-7
 TEL (0856) 23-7640
 FAX (0856) 23-7651

編集 広報委員会 担当副会長 高橋宏聡
 印刷所 株 タイピック
 島根県益田市常盤町7-3
 TEL (0856) 23-2800